証券コード　4685
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都港区高輪二丁目19番13号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長　和　仁　正　文

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月20日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月21日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目５番20号
メルパルク東京　４階「孔雀」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第49期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　株式併合の件
第２号議案　監査等委員でない取締役６名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ryoyu.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、英国のＥＵ離脱や米国新政権による諸施策への不安感等から先行き不透明感が依然としてあるものの、企業収益や雇用環境の改善、個人消費の底堅さ等を背景に緩やかな回復基調が続いております。

当社の属する情報サービス産業界においてはクラウドサービスやビッグデータ市場の拡大が継続しており、当社の主要な顧客においても事業強化に向けたＩＴ関連投資は堅調に推移しました。

このような事業環境の中、当社グループは顧客ニーズへ的確に対応すべく、人的リソースの確保や技術力・サービス品質の向上に向け海外オフショアの活用やリモートでのサービスの提供、研究開発等を推進しております。

これらの結果、売上高は主要顧客からの情報システム開発・運用業務等の受注増に伴い前事業年度より増加し、323億53百万円（前事業年度306億37百万円 前事業年度比5.6％増）となりました。損益については売上増や生産性向上等の増加要因があったものの、一部連結子会社の退職給付債務算定方法を簡便法から原則法に変更したことに伴う退職給付費用を第１四半期に１億95百万円計上したことから、営業利益17億66百万円（前事業年度18億８百万円 前事業年度比2.3％減）、経常利益17億83百万円（前事業年度18億20百万円 前事業年度比2.0％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、前事業年度に比べて事業構造改善等に伴う特別損失の減少による利益増や退職給付費用関連での課税所得額の減少等により11億18百万円（前事業年度９億54百万円 前事業年度比17.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、２億17百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 46 期 平成26年３月期	第 47 期 平成27年３月期	第 48 期 平成28年３月期	第 49 期 平成29年３月期
売　　上　　高(百万円)	29,201	27,958	30,637	32,353
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	310	25	954	1,118
１株当たり当期純利益　(円)	48.86	3.98	150.42	176.20
総　　資　　産(百万円)	14,156	15,002	16,580	17,675
純　　資　　産(百万円)	5,698	5,888	6,770	7,744
１株当たり純資産額　(円)	802.86	814.71	943.97	1,096.91

（注）　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、１株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況（平成29年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60百万円	51.0%	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150百万円	59.0%	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20百万円	100.0%	情報処理サービス

③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.51%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

当業界の事業環境については、クラウドコンピューティングの拡大、ビッグデータやＡＩの利用等によるユーザ企業のＩＴ活用手法の変化やグローバル化の進展等、大きな環境変化が生じております。また、クラウドコンピューティングやＩｏＴ（Internet of Things）、ＡＩ等の活用といった欧米で先行しているデジタル化が日本においても徐々に進展しており、これにより国内ベンダーは従来の受託開発型ビジネスモデルからの転換を迫られるとともに大手海外事業者との競争に晒される環境にあります。

当社グループの主要顧客においては、基幹系システムではますますアウトソーシングや費用削減のニーズが高まるとともに、製品系・事業系システムではＩｏＴやクラウドコンピューティング、ビッグデータの活用等新技術への対応が求められております。

当社グループはこのような事業環境のもと、「顧客に信頼されるベストパートナー」「社員が活き活きと働く会社」を目指して、事業基盤改革に取り組み、「受注対応力の強化」「サービス提供基盤整備」「活力ある職場」を大きな柱として諸施策を展開してまいりました。この諸施策の成果を活かしつつ、今後市場の変化に対応する能力を磨くとともに、従来より踏み込んだ業務改善で顧客ニーズに応える更なる競争力強化を図ることで、より魅力ある企業集団の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
② 情報通信システム関連機器の販売
③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

(6) 主要な事業所等（平成29年３月31日現在）

① 当社

本社　　東京都港区高輪二丁目19番13号　高輪センタービル
インダストリーソリューション事業部　　（東京都港区）
航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部　（名古屋市）
エンタープライズソリューション事業部　　（東京都港区）

② 子会社

株式会社菱友システム技術　　（神戸市）
株式会社菱友システムビジネス　　（東京都港区）
株式会社菱友システムサービス　　（東京都港区）

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
2,108名	12名減

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,242名	11名減	40.5歳	16.1年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　23,840,000株
② 発行済株式の総数　6,355,000株
③ 株主数　439名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	1,990千株	31.36%
菱友社員持株会	1,613	25.43
三菱電機株式会社	283	4.46
加藤眞人	190	2.99
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	155	2.44
吉田知広	154	2.43
成川武彦	82	1.29
佐藤宏樹	80	1.26
東京海上日動火災保険株式会社	75	1.19
石塚文代	69	1.09

（注）　持株比率は自己株式（9,501株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	和仁正文	
取締役副社長（執行役員）	渡邊治雄	経営管理統括本部長
常務取締役（執行役員）	荻野純	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
取締役（執行役員）	飯島元志	エンタープライズソリューション事業部長
取締役（執行役員）	竹村博史	経営管理統括本部副本部長
取締役（執行役員）	尊田雅弘	インダストリーソリューション事業部長兼ＰＬＭ事業推進室長兼事業管理部長
取締役	弥田昌希	三菱自動車工業株式会社　グローバルＩＴ本部システム基盤部長
取締役	渡邊光浩	三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部コミュニケーション技術部長
取締役（常勤監査等委員）	長谷島弘安	
取締役（監査等委員）	松井博治	
取締役（監査等委員）	杉本良幸	三菱重工業株式会社　グローバル財務部制度会計グループ長

（注）１．※印は代表取締役を示しております。
２．当社は、平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
３．取締役弥田昌希、渡邊光浩の両氏並びに監査等委員である取締役松井博治、杉本良幸の両氏は、社外取締役であります。
４．監査等委員である取締役杉本良幸氏は、三菱重工業株式会社のグローバル財務部に所属し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長谷島弘安氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６．当社は、取締役松井博治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である取締役長谷島弘安氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤　原　　力	平成28年６月22日	任期満了	取締役執行役員 事業統括本部長兼同本部インダストリーソリューション事業部長
松　井　博　治	平成28年６月22日	任期満了	社外取締役
中　井　浩　二	平成28年６月22日	任期満了	社外取締役 三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部インフォメーション技術部主幹プロジェクト統括
大　湯　　剛	平成28年６月22日	任期満了	常勤監査役
和　泉　敦　子	平成28年６月22日	任期満了	社外監査役 三菱自動車工業株式会社　経営企画本部ＩＴ戦略マネジメント部長
杉　本　良　幸	平成28年６月22日	任期満了	社外監査役 三菱重工業株式会社　グローバル財務部制度会計グループ長

（注）１．当社は、平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、大湯剛、和泉敦子、杉本良幸の３氏は、同日に任期満了により監査役を退任いたしました。また、同日をもって杉本良幸氏は、監査等委員である取締役に就任いたしました。

２．松井博治氏は、平成28年６月22日（第48回定時株主総会の会日）に任期満了により取締役を退任し、同日をもって監査等委員である取締役に就任いたしました。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （1）	124百万円 （0）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2 （1）	11 （2）
監査役 （うち社外監査役）	1 （－）	3 （－）
合計 （うち社外役員）	11 （2）	140 （3）

（注）１．上記には、平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）及び監査役１名を含んでおります。なお、当社は、平成28年６月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成14年６月27日開催の第34回定時株主総会において、月額11百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、平成９年６月30日開催の第29回定時株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。

６．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額11百万円（監査等委員でない取締役６名（社外取締役は含まない）に対し11百万円）が含まれております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	弥田昌希	三菱自動車工業株式会社	当社の取引先であります。
取締役	渡邊光浩	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取締役 (監査等委員)	杉本良幸	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況

		取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役	弥田昌希	9回中8回	－	－
取締役	渡邊光浩	7回中6回	－	－
取締役 (監査等委員)	松井博治	9回中9回	－	7回中7回
取締役 (監査等委員)	杉本良幸	9回中8回	3回中3回	7回中7回

（注）　取締役渡邊光浩氏は、平成28年6月22日開催の第48回定時株主総会において選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

・取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

社外取締役の各氏は、取締役会において、経営者等としての豊富な経験及び知見に基づき、各々の立場から当社の経営全般にわたって有益な発言を行っております。

また、松井博治氏は監査等委員会において、杉本良幸氏は監査役会及び監査等委員会において、各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から監査計画の内容を聴取し、会計監査の監査計画日数及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等が適切であると判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。なお、当事業年度においては、当該体制の整備について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年６月22日付で監査役に関する体制から監査等委員会に関する体制へ変更すること等を内容とした一部改正を、取締役会で決議しており、当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、次のとおりであります。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。

・監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

② 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行う。

・内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を受ける。

③ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

④　監査等委員会への報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、及び通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

⑤　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針

・監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

⑥　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

⑦　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

⑧　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

⑨　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。

・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

⑩　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。

・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

⑪　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。

・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。

・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、当社は平成28年６月22日の第48回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「①監査等委員会の職務の執行に関する体制」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役について同様の体制を整備・運用しております。

① 監査等委員会の職務の執行に関する体制

・内部統制室が監査等委員会の職務を補助する部門であることを社規則に定め、適切に運用しています。また、同社規則において、内部統制室が監査等委員会の職務の補助に関する事項について、執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
・監査等委員会が選定した監査等委員は、経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況、コンプライアンスの推進及び内部通報制度の運用状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べています。
・グループ会社及び協力会社の社員が内部通報窓口を利用できることを社規則に定め、適切に運用しています。
・監査等委員会への報告者の不利益な取扱を禁止し、内部通報者に関する情報を非開示とすることを社規則に定め、適切に運用しています。また、内部通報制度についてコンプライアンス教育等で周知を図っています。
・監査等委員会の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理しています。
・執行部門が会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受けるときに、監査等委員が同席し情報共有及び意見交換を行っています。
・代表取締役を含む各取締役は、監査等委員との定期的な意見交換を行っています。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス指針を定め、社員に周知するとともに、取締役は率先してその実現に努めています。

・取締役会は、各取締役が十分に発言し、討議を尽くすことができるよう、十分な審議時間を設定しています。また、社外取締役の積極的な発言によって活発な意見交換が行われており、業務執行への監督機能を高めています。

・コンプライアンス委員会からの周知事項は、各部門で毎月１回を目安に開催するコンプライアンス連絡会で社員に周知しています。また、社員への意識付けのため、毎年、当社の実情に即したコンプライアンス研修を実施しています。

・内部通報制度を社規則に定めて運用するとともに、コンプライアンスへの取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しています。

・内部統制室による監査には、常勤監査等委員が原則立会い、モニタリングしています。また、監査等委員会は、必要に応じて直接監査も実施しています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規則に定め、適切に運用しています。取締役の職務執行に係る処理も、同社規則に基づき文書化され、適切に保存・管理されています。

・業務執行部門は取締役（監査等委員を含む）及び内部統制室の求めに応じて必要な情報を開示しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、情報セキュリティ、プロジェクト管理等のリスクの類型毎に管理体制を社規則、社標準等に定め、管理・推進部門を明確化しています。

・毎年、当年度の事業運営に影響を与える重大事業リスクを洗い出し、それに対する適切な対策を推進しています。進捗状況は、半期毎に経営執行会議、取締役会に報告しています。また、内部監査の状況については、適宜、監査等委員会へ報告しています。

・重大なリスクが顕在化した場合に備えて、緊急連絡体制を構築し、適切に運用しています。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定し、目標達成に向けて活動しています。

・職務権限に関する社規則を定めて業務分掌と指揮命令系統を明確化し、適切に運用しています。

⑥　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社管理に関する社規則を定め、適切に運用しています。また、毎月１回、グループ会社社長が出席する連絡会を開催し、情報の共有を行っています。

・コンプライアンス委員会にグループ会社社長が出席するとともに、当社と同様のコンプライアンス研修をグループ会社で実施する等、グループ会社を含めたコンプライアンス推進に取り組んでいます。また、グループ会社各社は、当社指示のもと、内部統制システムを整備しています。

・グループ会社各社の業務執行及び財務情報の適切性を確保すべく、当社の要員をグループ各社の取締役、監査役として派遣し、監査、監督に当たらせています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益に大きく影響を受ける傾向があるため、剰余金の配当は、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日として行うことを基本としております。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、業績状況及び財政状況を勘案し、１株当たり35円の配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	17,675	（負債の部）	9,931
流動資産	14,660	流動負債	5,377
現金及び預金	671	買掛金	1,709
受取手形	80	前受金	94
売掛金	7,493	役員賞与引当金	12
リース投資資産	24	未払金	106
商品	188	未払費用	2,624
仕掛品	273	リース債務	15
前払費用	70	その他流動負債	814
繰延税金資産	775	固定負債	4,554
預け金	5,064	役員退職慰労引当金	58
その他流動資産	26	退職給付に係る負債	4,454
貸倒引当金	△9	リース債務	0
固定資産	3,015	その他固定負債	39
有形固定資産	911	（純資産の部）	7,744
建物	504	株主資本	7,822
器具備品	159	資本金	685
土地	237	資本剰余金	253
リース資産	8	利益剰余金	6,889
その他有形固定資産	0	自己株式	△6
無形固定資産	235	その他の包括利益累計額	△862
ソフトウェア	148	その他有価証券評価差額金	23
リース資産	5	土地再評価差額金	△427
ソフトウェア仮勘定	78	退職給付に係る調整累計額	△458
その他無形固定資産	2	非支配株主持分	783
投資その他の資産	1,868		
投資有価証券	58		
出資金	1		
退職給付に係る資産	22		
繰延税金資産	1,420		
その他投資	369		
貸倒引当金	△3		
合計	17,675	合計	17,675

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**32,353**
売上原価	**27,331**
売上総利益	**5,022**
販売費及び一般管理費	3,255
営業利益	**1,766**
営業外収益	**19**
受取利息及び配当金	3
助成金収入	15
その他	0
営業外費用	**2**
固定資産除却損	1
その他	0
経常利益	**1,783**
特別損失	**9**
事業構造改善費用	9
投資有価証券評価損	0
税金等調整前当期純利益	**1,773**
法人税、住民税及び事業税	705
法人税等調整額	△104
当期純利益	**1,172**
非支配株主に帰属する当期純利益	54
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,118**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	250	5,962	△5	6,892
当期変動額					
剰余金の配当			△190		△190
親会社株主に帰属する当期純利益			1,118		1,118
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	3	927	△0	930
当期末残高	685	253	6,889	△6	7,822

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15	△427	△489	△901	779	6,770
当期変動額						
剰余金の配当						△190
親会社株主に帰属する当期純利益						1,118
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8		31	39	4	43
当期変動額合計	8	－	31	39	4	973
当期末残高	23	△427	△458	△862	783	7,744

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

ｲ. 連結子会社の数

３社

ﾛ. 連結子会社の名称

株式会社菱友システム技術
株式会社菱友システムビジネス
株式会社菱友システムサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ｲ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

ﾛ. 棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

ｲ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

ﾛ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、取締役、監査役の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の案件

工事完成基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．会計上の見積りの変更

（退職給付債務の計算方法の変更）

当社及び一部の連結子会社は企業年金制度を平成28年４月１日を以て統一するとともに、年金資産運用を統合しました。これに伴い、当連結会計年度より、一部の連結子会社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の期首における退職給付に係る資産が97百万円減少するとともに退職給付に係る負債が98百万円増加し、退職給付費用（売上原価、販売費及び一般管理費）に195百万円を計上しております。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,424百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式　6,355,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年４月28日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	190百万円
１株当たりの配当額	30円
基準日	平成28年３月31日
効力発生日	平成28年６月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年４月28日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	222百万円
１株当たりの配当額	35円
基準日	平成29年３月31日
効力発生日	平成29年６月22日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	671	671	－
② 受取手形及び売掛金	7,574	7,574	－
③ 預け金	5,064	5,064	－
④ 投資有価証券	58	58	－
資産計	13,369	13,369	－
① 買掛金	1,709	1,709	－
負債計	1,709	1,709	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	24	58	34
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	－	－	－
合計		24	58	34

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	670	－	－	－
受取手形及び売掛金	7,574	－	－	－
預け金	5,064	－	－	－
合計	13,310	－	－	－

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,096円91銭

(2) 1株当たり当期純利益　176円20銭

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	13,399	（負債の部）	7,048
流動資産	10,815	流動負債	4,287
現金及び預金	178	買掛金	1,554
受取手形	44	前受金	93
売掛金	5,478	役員賞与引当金	12
リース投資資産	24	未払金	91
商品	188	未払費用	1,796
仕掛品	175	リース債務	15
前払費用	40	その他流動負債	722
繰延税金資産	517	固定負債	2,760
預け金	4,000	退職給付引当金	2,717
その他流動資産	166	リース債務	0
貸倒引当金	△1	その他固定負債	42
固定資産	2,584	（純資産の部）	6,351
有形固定資産	845	株主資本	6,755
建物	483	資本金	685
器具備品	115	資本剰余金	250
土地	237	資本準備金	250
リース資産	8	利益剰余金	5,825
その他有形固定資産	0	利益準備金	26
無形固定資産	188	その他利益剰余金	5,799
ソフトウェア	102	別途積立金	4,500
リース資産	5	繰越利益剰余金	1,299
ソフトウェア仮勘定	78	自己株式	△6
その他無形固定資産	1	評価・換算差額等	△404
投資その他の資産	1,549	その他有価証券評価差額金	23
投資有価証券	40	土地再評価差額金	△427
関係会社株式	163		
前払年金費用	250		
繰延税金資産	789		
その他投資	308		
貸倒引当金	△3		
合計	13,399	合計	13,399

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**23,975**
売上原価	**20,063**
売上総利益	**3,912**
販売費及び一般管理費	2,476
営業利益	**1,435**
営業外収益	**72**
受取利息及び配当金	57
助成金収入	14
その他	0
営業外費用	**2**
支払利息	0
固定資産除却損	1
経常利益	**1,506**
特別損失	**9**
事業構造改善費用	9
投資有価証券評価損	0
税引前当期純利益	**1,496**
法人税、住民税及び事業税	485
法人税等調整額	△41
当期純利益	**1,052**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	4,100	837	4,937	4,963
当期変動額							
別途積立金の積立				400	△400	－	－
剰余金の配当					△190	△190	△190
当期純利益					1,052	1,052	1,052
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	400	462	862	862
当期末残高	685	250	26	4,500	1,299	5,799	5,825

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5	5,893	15	△427	△412	5,481
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△190				△190
当期純利益		1,052				1,052
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8		8	8
当期変動額合計	△0	861	8	－	8	869
当期末残高	△6	6,755	23	△427	△404	6,351

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ｲ. 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

ﾛ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

② 棚卸資産

ｲ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ﾛ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ｲ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ﾛ. 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

ｲ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ｲ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ﾛ. その他の案件

工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,195百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　3,147百万円

② 短期金銭債務　323百万円

③ 長期金銭債務　14百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号により算出

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△11百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高　10,508百万円

② 仕入高　1,615百万円

③ 販売費及び一般管理費　194百万円

④ 営業取引以外の取引高　54百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　普通株式　9,501株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は未払従業員賞与繰入限度超過額及び退職給付引当金繰入限度超過額であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱重工業株式会社	（被所有） 直接 31.51% 間接 0.88%	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	10,442	売掛金	2,993

(2) 関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社菱友システムサービス	（所有） 直接 100.00%	あり	情報サービスの委託を行っている。	情報サービスの委託	1,601	買掛金	139
				社員の出向を行っている。	出向者分の給与の立替等	1,794	その他流動資産	147
				資金の預かりを行っている。	資金の預かり	20	その他流動負債	150
					利息の支払	0		

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	なし	なし	資金の預入を行っている。	資金の預入	700	預け金	4,000
					利息の受取	1		
その他の関係会社の子会社	三菱日立パワーシステムズ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	1,399	売掛金	332
その他の関係会社の子会社	三菱航空機株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	794	売掛金	137

(注) 1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 情報サービスの提供及び委託については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入及び預かりの利率については、市場実勢を勘案し決定しております。

(3) 社員の出向条件等については、出向に関する協定書に基づき、決定しております。

2．取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,000円90銭

(2) 1株当たり当期純利益　165円84銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　和仁正文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江村羊奈子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　和仁正文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江村羊奈子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

株式会社菱友システムズ　監査等委員会

常勤監査等委員　長谷島弘安 ㊞
監査等委員　松井博治 ㊞
監査等委員　杉本良幸 ㊞

(注) 監査等委員松井博治及び杉本良幸は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年５月25日開催の取締役会において、会社法第195条第１項に基づき、平成29年10月１日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものであります。

なお、上記単元株式数の変更は、本議案が原案のとおり可決されることを条件としております。

２．併合の割合

普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

4,768,000株

なお、当該株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

（ご参考）本議案が原案のとおり可決された場合には、平成29年10月１日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　後
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は２３，８４０，０００株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は４，７６８，０００株とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、１，０００株とする。	第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

第２号議案　監査等委員でない取締役６名選任の件

監査等委員でない取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役６名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わたなべ　はるお 渡邊　治雄 （昭和27年12月９日生）	昭和50年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成14年４月　同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部企画経理部長 平成16年４月　三菱重工エンジン発電システム株式会社　取締役経営管理部長 平成18年７月　当社厚木支社支社長付 平成20年４月　同　企画部長 平成21年６月　同　執行役員企画部長 平成22年６月　同　取締役執行役員企画部長 平成25年７月　同　取締役執行役員経営管理統括本部長 平成26年６月　同　常務取締役執行役員経営管理統括本部長 平成27年６月　同　取締役副社長執行役員経営管理統括本部長（現任）	3,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	おぎ　の　じゅん 荻　野　　純 （昭和31年10月22日生）	昭和54年４月　当社　入社 平成13年４月　同　エンジニアリングソリューション事業部長兼中部支社航空宇宙技術部長 平成14年６月　同　執行役員エンジニアリングソリューション事業部長 平成21年６月　同　取締役執行役員エンジニアリングソリューション事業部長 平成25年７月　同　取締役執行役員事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長 平成26年４月　同　取締役執行役員事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長兼同本部中部支社長 平成27年４月　同　取締役執行役員事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長 平成28年６月　同　常務取締役執行役員航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長（現任）	10,000株
3	いい　じま　もと　し 飯　島　元　志 （昭和30年８月30日生）	昭和51年３月　当社　入社 平成11年４月　同　東京支社システム機器営業部長 平成13年４月　同　ソリューションプロダクト事業部長 平成14年６月　同　執行役員ソリューションプロダクト事業部長 平成23年４月　同　執行役員営業本部副本部長 平成23年７月　同　執行役員営業本部第三営業部長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部システムサービス事業部長 平成27年４月　同　執行役員事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長 平成27年６月　同　取締役執行役員事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長 平成28年６月　同　取締役執行役員エンタープライズソリューション事業部長（現任）	5,000株

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	尊田雅弘（そんだまさひろ） （昭和31年11月13日生）	昭和56年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成20年12月　同社長崎造船所造船管理部長 平成22年４月　同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長 平成25年10月　同社執行役員交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長兼長崎造船所長 平成27年４月　当社執行役員事業統括本部副本部長 平成27年６月　同　取締役執行役員事業統括本部副本部長 平成28年１月　同　取締役執行役員事業統括本部副本部長兼同本部ＰＬＭ事業推進室長 平成28年６月　同　取締役執行役員インダストリーソリューション事業部長兼ＰＬＭ事業推進室長兼事業管理部長 平成29年４月　同　取締役執行役員インダストリーソリューション事業部長兼事業管理部長（現任）	2,000株
5	※ 高浦勝寿（たかうらかつひさ） （昭和37年９月７日生）	昭和62年４月　三菱原子力工業株式会社　入社 平成６年12月　三菱重工業株式会社　転籍 平成17年３月　同社原子力事業本部原子力技術センター軽水炉プラント技術部計装設備技術課長 平成28年４月　同社ＩＣＴソリューション本部電気計装技術部長（現任）	－株
6	※ 馬場公敏（ばばきみとし） （昭和20年３月２日生）	昭和43年４月　三菱自動車販売株式会社　入社 昭和45年７月　三菱自動車工業株式会社　入社 昭和63年４月　米国三菱自動車販売株式会社総務・システム担当取締役 平成７年７月　三菱自動車工業株式会社情報システム本部システム企画部長 平成11年３月　シティポールコンピュータアンドコンサルタント株式会社代表取締役社長 平成14年５月　三菱自動車工業株式会社ＳＣＭ－ＩＴ部エキスパート 平成19年７月　株式会社スキルパートナ代表取締役社長（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．高浦勝寿、馬場公敏の両氏は、社外取締役候補者であります。
４．⑴高浦勝寿氏は、製造業及びＩＴ分野での豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に的確な助言を頂戴できるものと認識し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
⑵馬場公敏氏は、ＩＴ分野及び経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に的確な助言を頂戴できるものと認識し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．高浦勝寿氏は三菱重工業株式会社のＩＣＴソリューション本部電気計装技術部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
６．高浦勝寿、馬場公敏の両氏が選任された場合には、当社は両氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

■監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等については、当社取締役会及び取締役に係わる基本的な枠組み・考え方や候補者選任の方針のほか、報酬額の考え方や具体的算定方法等について説明を受け、必要に応じて意見を述べ、監査等委員会において協議いたしました。

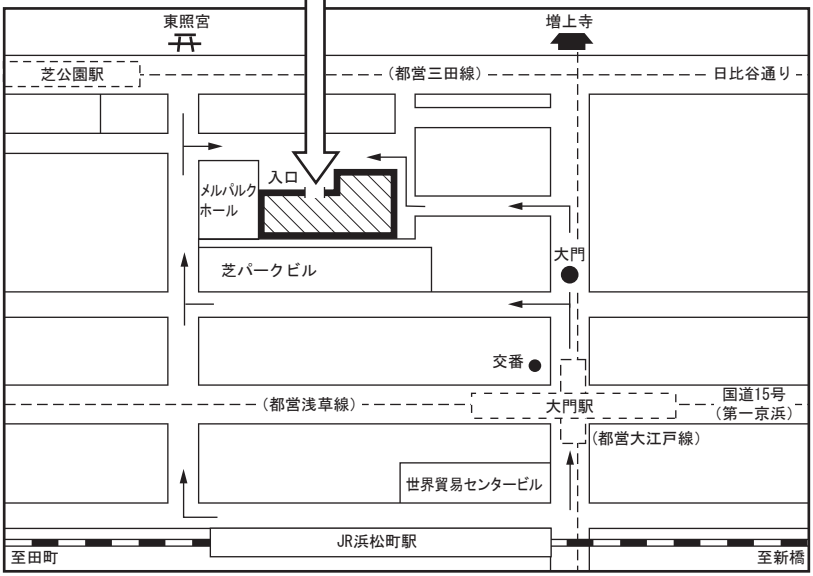
この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項は無いとの結論にいたりました。

以　上

－MEMO－

第49回定時株主総会会場ご案内略図

会　場　メルパルク東京　４階「孔雀」
東京都港区芝公園二丁目5番20号



〈交通の便〉

地下鉄	都営三田線	芝公園駅
地下鉄	都営浅草線	大門駅
地下鉄	都営大江戸線	大門駅
ＪＲ	山手線	浜松町駅
ＪＲ	京浜東北線	浜松町駅

本会場には駐車場がありませんので、上記の交通機関をご利用ください。